

## 申告用バスを運行します

今年度は、申告相談会場が本庁1カ所になったことに伴い、「申告用送迎バス」を運行します。どうぞご利用ください。

### ●運行日

2月19日(火)～22日(金)  
2月28日(木)・29日(金)

### ●運行時間

行き		帰り	
支所発	本庁着	本庁発	支所着
8:40	→ 9:00	10:20	→ 10:40
10:00	→ 10:20	11:50	→ 12:10
13:30	→ 13:50	15:30	→ 15:50

※途中乗車や途中下車はできません。

※申告の指定日時とバスの運行日と違っていても、バスを利用するかたはこの期間においてください。

## 申告受付日程

### ◇日時を指定して受付する日

2月6日(水)～3月11日(火)の平日

### ◇日時指定をしないで受付する日

2月23日(土)、3月2日(日)

3月12日(水)～3月14日(金)、3月17日(月)

※指定日以外でも申告できますが、指定を受けたかたが優先となります。

※申告期限間近になると大変混雑しますので、指定日においていけないかたは、なるべく2月中に申告してください。

### ◇受付時間

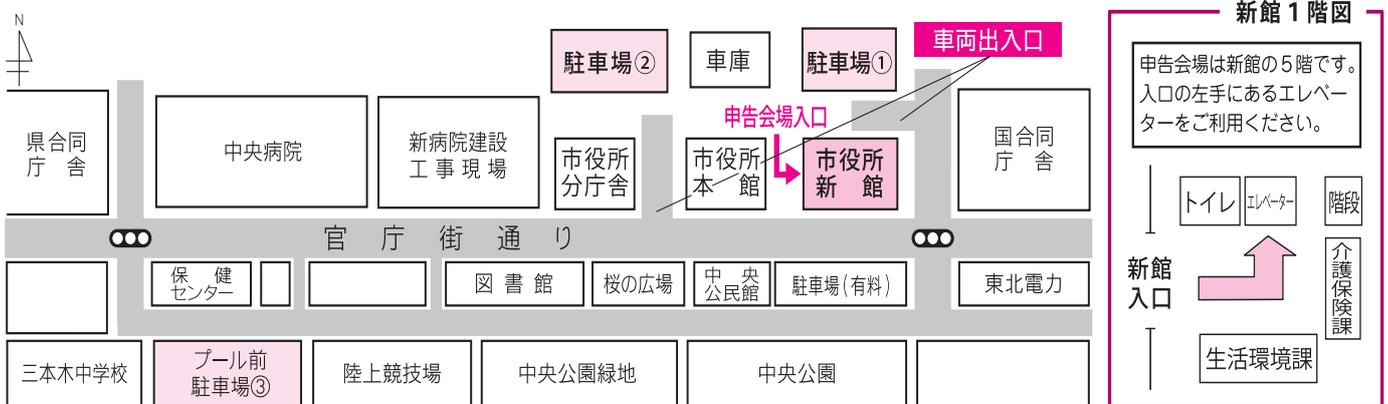
午前 8時40分～11時30分 午後 1時～4時  
(申告書記載相談は午前9時からとなります)

### ◇出張申告

休屋地区 3月6日(木) 十和田湖総合案内所  
宇樽部地区 3月7日(金) 東湖児童館

※宇樽部・休屋地区の受付時間は、午前10時から午後3時までです。また、申告期間中は本庁でも受け付けしますので、市役所方面においての際は申告してください。

## 市役所本庁申告会場・駐車場ご案内



※できるだけ②か③の駐車場をご利用ください。

また、混雑が予想されますので、相乗りなどによるご来庁をお願いします。

## 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかったかた

申告により、翌年度の市・県民税から控除します。

税源移譲により所得税率が引き下げになったため、これまで所得税から控除できていた住宅ローン控除額が控除できなくなる場合があります。そのため、平成11年から18年までに入居し、所得税の住宅

ローン控除を受けているかたで、所得税から引ききれなかった税額のあるかたは、3月17日までに「市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

- ◆所得税の確定申告をされないかたは、源泉徴収票を添付して市役所の申告会場へ提出
- ◆所得税の確定申告をされるかたは、所得税の確定申告書とともに税務署へ提出